

青森県（青森・岩手県境不法投棄事案について）

平成30年8月現在

事案の概要

◎事案の経緯

- 現場は、青森県田子町と岩手県二戸市に跨る計27万㎡の土地
- 当該土地の青森県側で産業廃棄物処分量(中間処理(堆肥化)、最終処分)の許可を受けて事業を行っていたが、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄。全体が揮発性有機化合物に汚染されているほか、一部がダイオキシン類に汚染されている。

◎支障等

汚染された浸出水が周辺環境に拡散することで、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある。



<不法投棄現場状況>
 投棄量:約79.2万㎡
 面積:約11万㎡
 <事業場概要>
 事業区分:中間処理
 (堆肥化)
 処理能力:200トン/日

対策工の概要

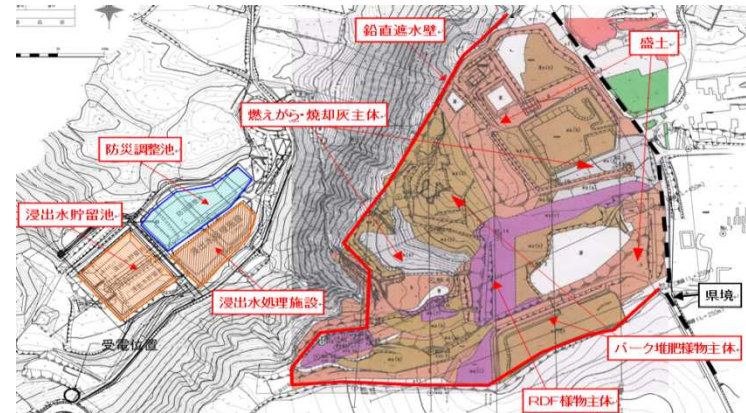
事業主体：青森県

・廃棄物等の撤去(①) <全量撤去>

不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去し、その後場内工作物を撤去した。

・浸出水処理及び環境モニタリング対策(②)

浸出水処理施設により、1,4ジオキサン等が含まれる汚染水を処理するとともに、周辺環境への影響を監視するため、モニタリングを実施する。



行政対応・責任追及

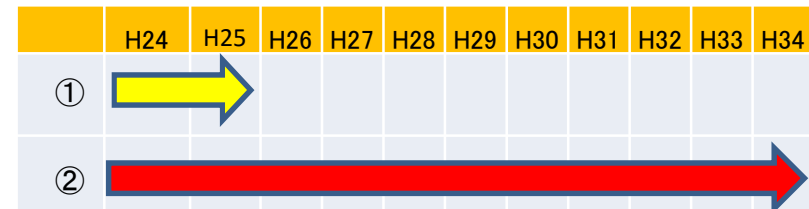
・行政対応

本事案の検証結果では、行政調査、警察及び他の部局への情報提供と連携が不十分との指摘があり、県は、①適切な情報収集と積極的な行政処分の発出方針の構築、②職員の資質向上と警察官OBの配置、③他の部局や警察との連携強化を行った。

・責任追及

原因者に対して措置命令を発出しており、引き続き費用求償を行うとともに、排出事業者等の調査・費用求償を行う。

スケジュール・費用



事業当初(平成15年)～平成34年 約477億円